

**〈軽自動車等の手続きはお済みですか？〉**

原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車(農耕用車両)等について、以下①～⑧のような異動があった場合には、本庁税務徴収課もしくは各支所で手続きが必要です。

- ①販売店等から購入した      ②知人等から譲り受けた
- ③市外から転入し、登録住所が旧住所地になっている      ④廃棄した
- ⑤知人等に譲った      ⑥市外に転出し、登録住所が常陸大宮市になっている
- ⑦盗難に遭った      ⑧亡くなった方の名義になっている

○手続きに必要なもの(原動機付自転車、小型特殊自動車)

異動の事由	販売証明書	譲渡証明書	廃車申告 受付書 (廃車証明書)	標識交付 証明書	ナンバー プレート	印鑑 ※1
購入(新規登録)	○					○
譲渡(廃車手続き済み)		○ または ○				○
譲渡(廃車手続きなし)		○		○	○	○
ナンバープレート交換				○	○	○
転入(廃車手続き済み)			○			○
転入(廃車手続きなし)				○	○	○
廃車(廃棄、譲渡、転出)				○	○	○
廃車(盗難) ※2				○		○

※1 代理の場合は、代理人の印鑑も必要です。

※2 盗難の場合は、警察署で盗難届を出した際の「受理番号」等が必要ですので、控えておいてください。亡くなられた方の車両の手続きについてはお問い合わせください。申請書の様式等は、下記URLのページよりダウンロードできます。  
<http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/page/page000041.html>

**◇オリジナルナンバー交付中**

市への愛着をより深めていただくとともに広く本市をPRし、知名度アップを図るため、オリジナルナンバーを交付しています。原動機付自動車・小型特殊自動車の登録の際に、通常ナンバーかオリジナルナンバーを選べます(通常ナンバーからの交換もできます)。



○軽自動車、二輪の小型自動車についての手続きの詳細は、下記の表を確認してお問い合わせください。

車両の種類	届出先及び問い合わせ先
軽自動車(660cc以下の三輪・四輪のもの)	軽自動車検査協会茨城事業所 ☎050-3816-3105
二輪の小型自動車(250cc超のもの) 軽二輪(125cc超250cc以下のもの)	茨城運輸支局 ☎050-5540-2017

**問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線239**